

第 4 期の現況分析及び研究業績水準判定における 教員数の取扱い（案）

1. 教育の現況分析における学部・研究科等の本務教員数の取扱い

<経緯及び取扱い>

- 第 4 期の現況分析（教育面）では、現況分析基本データ（指標）に用いる教員数のデータとして、本務教員数を用いることとしている。

【本務教員数を用いる指標（教育面）】

E06 本務教員あたりの学生数

E07 本務教員数（男女別）

- これは、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項に基づき法人の負担軽減を図る観点から、学校基本調査に拠る本務教員数を用いることとしたもの。

- 一方、大学設置基準の改正に伴い、学部等に必要な教員数の定義として、新たに基幹教員が導入されており、さらに経過措置として従前の専任教員も残っている。
このような状況を踏まえ、法人の判断で当該学部・研究科等に適切な教員数の定義を選択することができるものとする。

- なお、この取扱いについては、「実績報告書作成要領」の現況分析基本データに関する記載に明記するとともに、法人担当者には、「Q & A」などを通じて可能な限り具体的に周知するものとする。

- また、令和 6 年度に開発する「現況分析基本データシステム」においては、法人が選択した定義に基づきデータ登録ができるように設計するものとする。

2. 研究の現況分析における研究組織の本務教員数の取扱い

<経緯及び取扱い>

- 第4期の現況分析（研究面）では、現況分析基本データ（指標）に用いる教員数のデータとして、本務教員数を用いることとしている。

【本務教員数を用いる指標（研究面）】

R01 本務教員あたりの科研費採択内定金額をはじめ、すべての指標において、分母が本務教員数となっている。

- 第3期の現況分析（研究面）では、学部・研究科等が基本的に評価対象であり、例えば、いわゆる教教分離している場合は、本務教員数が0になってしまうケースが散見された。その場合には、法人に対して、適切な教員数（例：専任教員数）の定義を用いたデータの提出を可能としていた。
- 第4期の現況分析（研究面）においては、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定によって、評価対象が「教員の主たる所属組織」に変更になったため、第3期のようなケースは解消されるものと考えられる。
- しかしながら、第4期においても、教育組織と教員の所属組織が分離していない場合や法人が学部・研究科等での分析を希望する場合には、従前どおりの分析単位とすることも可能となっていることを踏まえ、教育の現況分析と同様、本務教員数では適切でないと法人が判断する場合には、当該研究組織に適切な教員数の定義を選択することができるものとする。
- なお、この取扱いについては、「実績報告書作成要領」の現況分析基本データに関する記載に明記するとともに、法人担当者には、「Q & A」などを通じて可能な限り具体的に周知するものとする。
- また、令和6年度に開発する「現況分析基本データシステム」においては、法人が選択した定義に基づきデータ登録ができるように設計するものとする。

3. 研究業績水準判定における研究組織の専任教員数の取扱い

<経緯及び取扱い>

- 第4期の研究業績水準判定においても、各研究組織が提出できる研究業績数は、専任教員数の原則20%を上限としている。
- ※ 法人が研究組織ごとに作成する「研究業績説明書」では、専任教員の研究業績に限らず、当該研究組織を代表する優れた研究業績を選定できる。

- この専任教員数について、第3期の研究業績水準判定では、文部科学省国立大学法人評価委員会が指定した研究の現況分析単位を指定する際の基本的な考え方が「学部・研究科等」となっていたが、実質的には教員組織になっているケースなど多様化しており、専任教員の考え方を参考に運用していた。

- しかし、第4期においては、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定に基づき、研究の現況分析単位を指定する際の基本的な考え方が「教員の主たる所属組織」となった。これによって、研究の現況分析単位として、より適切な分析単位の指定が可能となった一方で、さらに「専任教員数」との整合性がとれないケースが増えてくるものと考えられる。
- ※ 教育組織と教員の所属組織が分離していない場合や法人が学部・研究科等での分析を希望する場合には、従前どおりの分析単位とすることも可能。

- 第4期においては、いわゆる教教分離や全学的な研究組織の設置などの多様化が進んでおり、すべての研究の現況分析単位（研究組織）に対して、教員数の定義を一律に設けることは困難であることから、各研究組織の特性に応じて、法人の判断で当該研究組織に適切な教員数の定義を選択することを明確にする。

(例) 教員組織の場合

→ 本務教員数

(例) 学部・研究科等の場合

→ 学部においては基幹教員数又は専任教員数、大学院研究科においては、研究指導教員及び研究指導補助教員、など。

- このことを明確にするため、提出できる研究業績数の算定に関する記載において「専任教員数」の文言を用いないこととする。また、この取扱いについては、「実績報告書作成要領」の研究業績説明書に関する記載に明記するとともに、法人担当者には「Q & A」などを通じて、可能な限り具体的に周知するものとする。

【参考：評価実施要項（案）意見募集における関連する主な意見】

- ・ 文部科学省国立大学法人評価委員会により、第4期中期目標期間の学部・研究科等の現況分析単位について、研究の現況分析においては「教員の主たる所属組織」とすることとされているが、本実施要項ではその旨の記載がなく、「各研究組織」となっている。「教員の主たる所属組織」は「各研究組織」と同一の意味であると捉えてよいのか。現況調査表及び研究業績説明書の作成方法について、教員の所属の形態や所属する組織の規模は大学の戦略等に応じて様々であることを考慮し、大学の負担が大きくなるよう制度設計をしていただきたい。
- ・ 「専任教員数」「本務教員」「主たる所属組織」等、「教員」に関して異なる表現がなされており、具体的にどのような教員を意味しているのかが分かりにくいので、それぞれの表現の定義を示されたい。
- ・ p. 14「研究業績説明書は、各研究組織の専任教員数の原則 20%を上限」となっているが、研究組織における専任教員数とはどのような定義となるか。本務教員数と読み替えて良いのか。

機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の水準
(質の向上の状況を含む)の分析単位について

I. 基本的な考え方

国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の水準(質の向上の状況を含む)の分析対象は、以下のとおりとする。

① 教育の現況分析は、各法人が設置する学部・研究科等とする。

学生に対する教育成果等の水準を測ることから、学生の所属組織の単位である学部・研究科等を分析単位とする。

② 研究の現況分析は、各法人における教員の主たる所属組織とする。

研究成果等の水準を測る上での主体は教員であること、既に多数の法人で教育組織と教員の所属組織が分離していることから、教員の主たる所属組織を分析単位とする。なお、教育組織と教員の所属組織が分離していない場合や法人が学部・研究科等での分析を希望する場合には、従前どおりの分析単位とすることも可能とする。

③ その他

- 1) 学部・研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合の教育組織及び学部等連係課程・研究科等連係課程は、学部・研究科と同様に扱う。
- 2) 連合大学院は、基幹校のみを対象とする。
- 3) 共同教育課程は、それぞれの構成大学を対象とする。
- 4) 教育関係共同利用拠点は、学部・研究科附属機関の性格が強いことから、分析単位とせず、当該学部・研究科等において分析する。
- 5) 期中に改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、令和7年度末時点のそれぞれの組織を現況分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、改組前からの水準を対象とする。
- 6) ①及び②以外の組織(共同利用・共同研究拠点等)について、法人の意向も踏まえ、評価委員会が認める場合は、分析の対象とすることも可能とする。

II. 評価単位の決定プロセス

1. 対象組織については、法人の意向や評価作業の負担等を踏まえ、法人ごとに個別に定める。
2. 4年目終了時評価に際しては、令和6年度末時点を目処に対象組織を確定し、機構に示すこととする。